地図作成事業実施区域内の土地に関する
分筆等の登記申請について（お知らせ）

　今般、足立区本木一丁目及び本木南町地区で実施している地図作成事業において、公共基準点（以下、新設基準点という。）の設置が完了しました。

　つきましては、事業区域内の土地に係る分筆等、地積測量図を添付情報とする登記申請等には、新設基準点を含む公共基準点を与点とした測量の成果による地積測量図の添付をお願いいたします。

　また、当局が事業区域内に設置した新設基準点に係る網図、成果表及び点の記は、東京法務局城北出張所に備え付けておりますので、ご利用ください。

　なお、ご不明の点は、下記担当者にお問い合わせください。

【お問合せ】

東京都千代田区九段南一丁目１番１５号　九段第２合同庁舎
東京法務局不動産登記部門地図整備室（担当　山口）
電　話　０３－５２１３－１４１４
時　間　午前９時００分から午後５時００分まで
（土日祝日、年末年始は除く）